



2026 年 7 月 31 日

各 位

会 社 名 東 映 ア ニ メ ー シ ョ ン 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 高 木 勝 裕
(コード番号：4816、東証スタンダード)
問 合 せ 先 取 締 役 布 施 稔
(TEL. 03-5318-0639)

従業員向けの株式交付制度導入のお知らせ

当社は、当社の一定の要件を満たす従業員（国内非居住者を除く。以下、「制度対象者」という。）を対象として、信託型株式交付制度（以下、「本制度」という。）を導入することを 2026 年 7 月 31 日開催の取締役会にて決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本制度の導入目的

当社は、2026 年 4 月より中期経営計画 VISION2030 をスタートしており、中期経営計画の事業基盤強化戦略として人が輝く制度と報酬を掲げております。挑戦と共創を生む事業基盤を目指し、成長戦略を支える人材を惹きつけ輝かせる制度・報酬の実現に向けて体制を強化しております。

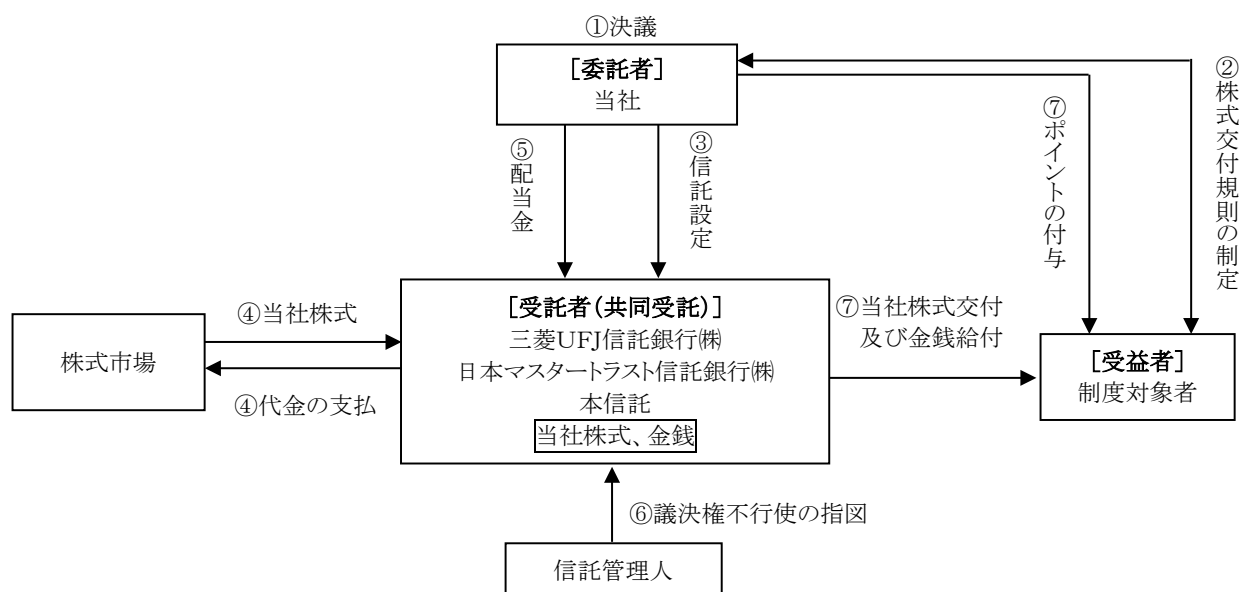
中期経営計画 VISION2030 の実現に向けて制度対象者のエンゲージメント向上と長期在籍のインセンティブを高めることを主たる目的に本制度を導入いたします。

2. 本制度の概要

(1) ESOP 信託制度の概要

本制度では、株式付与 ESOP (Employee Stock Ownership Plan) 信託（以下、「ESOP 信託」という。）と称される仕組みを採用します。ESOP 信託とは、米国の ESOP 制度を参考にした従業員インセンティブ・プランであり、ESOP 信託が取得した当社普通株式（以下、「当社株式」という。）及び当社株式の換価処分金相当額の金銭を、別途定める株式交付規則に基づき、一定の要件を充足する制度対象者に交付又は給付するものです。

(2) 本制度の仕組み



- ① 当社は、ESOP 信託の導入に関して必要な決議を行います。
- ② 当社は、本制度に関する株式交付規則を制定します。
- ③ 当社は、一定の金銭を受託者に信託し、受益者要件を満たす制度対象者を受益者とする ESOP 信託を設定します。
- ④ ESOP 信託は、信託管理人の指図に従い、③で信託された金銭を原資として信託期間内に受益者に交付すると見込まれる数の当社株式を当社から取得します。
- ⑤ ESOP 信託内の当社株式に対する配当は、他の当社株式と同様に行われます。
- ⑥ ESOP 信託内の当社株式については、信託期間を通じ、議決権を行使しないものとします。
- ⑦ 信託期間中、当社の株式交付規則に従い、退職時給付ポイント又は毎年度給付ポイントが付与されます。制度対象者は、付与されるポイントに応じて退職時又はポイント付与の翌年度に、当該ポイントの一定割合に相当する当社株式の交付を受け、残りのポイントに相当する当社株式については、信託契約の定めに従い、ESOP 信託内で換価したうえで、換価処分金相当額の金銭を受領します。
- ⑧ 信託期間の満了時に生じた残余株式は、信託契約の変更及び ESOP 信託への追加信託を行うことにより、本制度又はこれと同種の株式交付制度として ESOP 信託を継続利用することができます。なお、ESOP 信託を継続せず終了する場合は、株主への還元策として、ESOP 信託は当社に当該残余株式を無償譲渡し、当社はこれを取締役会決議により消却する予定です。
- ⑨ 信託期間の満了時に生じた ESOP 信託内の当社株式にかかる配当金の残余は、ESOP 信託を継続利用する場合には株式取得資金として活用されますが、信託期間満了により ESOP 信託を終了する場合には、信託費用準備金を超過する部分について、当社と利害関係のない団体への寄附を行う予定です。

(注) 信託期間中、ESOP 信託内の株式数が制度対象者について定められるポイント数に対応した株式数に不足する可能性が生じた場合や、信託財産中の金銭が信託報酬・信託費用の支払いに不足する可能性が生じた場合には、ESOP 信託に追加で金銭を信託し、ESOP 信託により当社株式を追加取得することがあります。

【信託契約の内容】

- | | | |
|---|----------------|--|
| ① | 信託の種類 | 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託） |
| ② | 信託の目的 | 従業員に対するインセンティブの付与 |
| ③ | 委託者 | 当社 |
| ④ | 受託者 | 三菱UFJ信託銀行株式会社（予定）
（共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社） |
| ⑤ | 受益者 | 従業員のうち受益者要件を充足する者 |
| ⑥ | 信託管理人 | 当社と利害関係のない第三者（公認会計士） |
| ⑦ | 信託契約日 | 2026年8月5日（予定） |
| ⑧ | 信託の期間 | 2026年8月5日～2029年8月31日（予定） |
| ⑨ | 議決権行使 | 行使しないものとします |
| ⑩ | 取得株式の種類 | 当社株式 |
| ⑪ | 信託金の金額 | 5.1億円（予定）（信託報酬及び信託費用を含みます。） |
| ⑫ | 株式の取得時期 | 2026年8月10日（予定）～2026年8月31日（予定） |
| ⑬ | 株式の取得方法 | 株式市場より取得 |
| ⑭ | 残余財産の帰属権
利者 | 当社 |
| ⑮ | 残余財産 | 帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得
資金を控除した信託費用準備金の範囲内といたします。 |

以上